

家事事件に関する検討2

第1 家事調停の事件記録の電子化と当事者提出書面の取扱い

家事調停の事件記録を電子化した場合において、当事者が提出する書面の取扱いについて、どのように考えるか。

(説明)

1 これまでの研究会での意見

第2回研究会及び第3回研究会において、調停では、当事者が主張等の書面を期日に持参することがあり、そのような書面を相手方当事者に共有する方法や電子化する範囲について検討する必要がある旨の問題提起がされた。

2 家事調停における実務運用等

(1) 現行家事事件手続法及び家事事件手続規則においては、家事調停の申立てをするときは、申立書に相手方の数と同数の写しを添付しなければならない(家事事件手続規則第127条、第47条)、家庭裁判所は、原則として申立書の写しを相手方に送付しなければならない(家事事件手続法第256条第1項)。これは、相手方においても早期にその申立書の内容を了知した上で、調停手続に臨むこととするのが充実した調停進行及び早期解決の観点から合理的であるとの考えに基づくものとされる。もっとも、申立書の記載の内容によっては、申立書の写しの送付がかえって当事者間に無用の混乱を招いたり、紛争を激化させたりするなど、調停制度の趣旨目的を阻害する結果になるおそれもある。そこで、家事事件手続法第256条第1項ただし書においては、家事調停の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、申立書の写しの送付をする必要はないものとされている。

また、このように当事者の提出する書類の記載内容について特段の配慮が必要となることがあることなどを踏まえ、当事者による直送を広く要求するのは相当でない反面、書類の内容等によっては当事者に直送を求めても不当でない場合もあり得ることから、家事事件手続規則第26条では直送の方法を定めており、当事者の他の当事者等に対する直接の送付(直送)は、送付すべき書類の写しの交付又はその書類のファクシミリを利用して送信によってするとされている。

なお、証拠調べについては、証拠の申出を記載した書面について直送をしなければならないと規定されているが（家事事件手続規則第128条、第46条第3項）、事実の調査の対象として文書を提出する場合には、同規定は適用されず、一般に主張を記載した書面や資料について直送を義務付ける規定はない。

- (2) 研究会での発言によれば、家事調停では、申立て時以外の提出書面は、双方代理人がいる場合は相手方に直接送付されていることが多いが、そうでない場合は、裁判所は、家事事件手続規則第3条第2項に基づき、当事者に相手方への交付用の写しの提出を求め、期日で調停委員から相手方に交付するのが一般的であり、その際、調停委員会がその書面の内容を確認してそのまま相手方に手渡していいと判断すれば相手方に交付し、相手方に手渡すのが適当ではないと判断すれば相手方に交付しないこともある、また、当事者間の直接送付や調停委員を通じた写しの交付がされなかった場合には、調停委員会が受領した裁判所用の書面が記録に編てつされ、相手方から記録の閲覧等の申請があれば記録の閲覧の許可をするか否かの判断を経て、許可をすれば閲覧等を行うことにより相手方において書面を謄写したものを入手するとの実務運用がされているようである。

3 事件記録を電子化した場合における検討

現在の家事事件手続法及び家事事件手続規則における書面の共有に関する規律とこれを踏まえた実務の運用は上記のとおりであるが、仮に調停事件の記録を全面電子化することを前提として、家事事件手続がIT化された場合を想定すると、書面の共有の方法が下記の＜IT化後に想定され得る書面の主な共有方法等＞のとおり、それぞれの当事者が事件管理システムを利用するか否かに応じて、異なり得るものとなり、複雑となる。そのため、現在の実務の運用にも影響が生ずる可能性があるとも思われる。

そこで、IT化により生ずるものと考えられ得る影響やその場合に望まれる実務の運用の在り方について、どのように考えるか（なお、インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合の論点についていずれの立場を採るかによって、例えば甲案では下記(1)の場面がほとんどになるなど、下記(1)から(4)までのいずれの場面が多くなるかが異なり得る。）。

＜IT化後に想定され得る書面の主な共有方法等＞

- (1) 提出当事者・相手方当事者双方がシステム利用
電子化 インターネットを用いた提出により電子化
共有方法 ①システム送達
②システムを用いた直送

- ③閲覧複製 インターネットを利用した閲覧複製
裁判所端末での閲覧複製
- (2) 提出当事者がシステム利用者・相手方当事者がシステム利用せず
電子化 インターネットを用いた提出により電子化
共有方法 ①送付・交付（（裁判所の求めに応じて）提出当事者の提出した写し又は裁判所出力書面）
②直送
③閲覧複製 裁判所端末での閲覧複製
- (3) 提出当事者がシステム利用せず・相手方当事者がシステム利用
電子化 裁判所端末等での電子化
共有方法 ①システム送達
②直送
③閲覧複製 インターネットを利用した閲覧複製
裁判所端末での閲覧複製
- (4) 提出当事者・相手方当事者双方がシステム利用せず
電子化 裁判所端末等での電子化
共有方法 ①送付・交付（（裁判所の求めに応じて）提出当事者の提出した写し又は裁判所出力書面）
②直送
③閲覧複製 裁判所端末での閲覧複製

※ なお、上記(1)から(4)までのいずれの場面においても、当事者が期日当日に裁判所に紙媒体の書面を持参した場合に、これを電子化するか否かやウェブ会議で期日に参加する相手方との共有方法等の取扱いが問題となり得る。

第2 家事調停と人事訴訟との連携の在り方

家事調停と人事訴訟の審理の充実を図り、かつ、円滑に連携するための方策について、どのような検討をすべきか。

(説明)

第3回研究会において、最高裁判所から、人事訴訟の審理が長期化する傾向があるとの指摘があることを背景に、IT化を契機として家庭裁判所の紛争解決機能を全体的に高めるという観点から、家事調停と人事訴訟との連携の在り方について問題意識がある旨の意見が出された。

この点については、問題の所在を踏まえて、その問題の原因を探求し、その問題を解決するために効果的な方策がどのようなものであるかを検討する必要があると考えられる。

そこで、この点について、どのような検討をすべきか。